

令和8年度葛飾区職員（学芸研究・Ⅰ類）募集要項

令和8年10月1日
葛 飾 区

この採用選考は、葛飾区に勤務する職員の採用予定者を決定するために実施するものです。

- 1 採用区分 Ⅰ類
- 2 採用職種 学芸研究（学芸員）
- 3 採用予定者数 若干名
- 4 勤務場所 区役所（教育委員会事務局 生涯学習課）、郷土と天文の博物館（敷地内禁煙）
※必要に応じて、他の地域機関等に配属される場合があります。

5 受験資格

本選考を受験するには、以下の4つの要件を全て満たしていることが必要です。また、申込内容に偽りがある場合又は受験資格として必要な資格・免許を取得できなかった場合は、不採用とします。

- （１）国籍（※１）及び性別を問わず、昭和62年4月2日以降に生まれた方
- （２）学校教育法に基づく大学を卒業し、学芸員の資格を有する方（令和9年3月31日までに大学を卒業、資格を取得見込みの方を含む。ただし、令和9年3月31日までに資格を取得できなかった場合は、採用しません。）
- （３）地方公務員法で選考を受けることができないとされる事由に該当しない方
- （４）現に葛飾区職員（臨時的任用職員、育児休業代替任期付職員、一般任期付職員、教育公務員、会計年度任用職員及び特別職非常勤職員を除く。）ではない方

※１ 受験できる日本国籍を有しない人の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

6 受験上の注意事項

配置される部署によっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、一部の業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、申込フォームにより、特定性犯罪の前科について確認いたします。特定性犯罪の前科があることが判明した場合は、配属先に制限がかかる場合があります。また、特定性犯罪前科がない旨の申告があったものの、実際には特定性犯罪前科があった場合、内定取消事由に該当するものと考えられますので、あわせてご了承ください。

7 職務内容 以下の（１）及び（２）に関する業務並びに（３）又は（４）に関する業務を行います。

（１）郷土と天文の博物館の業務に関すること

（２）文化財に関する事務及び会議体の運営、調査等に関すること

（３）歴史学

- ・歴史学に関する資料のうち、主に中世、近世、近代に係る調査研究に関すること
- ・歴史学に関する資料の収集・保管及び展示、講座、普及事業等の開催に関すること
- ・歴史学に関する資料に係る調査・研究、普及事業の開催に関すること

（４）考古学

- ・考古学に関する資料に係る調査研究に関すること
- ・考古学に関する資料の収集・保管及び展示、講座、普及事業等の開催に関すること
- ・考古学に関する資料に係る調査・研究、普及事業の開催に関すること
- ・埋蔵文化財関係の事務及び埋蔵文化財包蔵地の開発行為に対する事前協議・指導、確認調査等に関すること
- ・埋蔵文化財事業の計画及び実施に関すること

8 選考日程等

（１）第１次選考

選 考 日	令和８年１１月２２日（日）
選考会場	受験票により指定する場所
選考方法	教養：公務員として必要な一般的な知識及び知能を問う試験（択一試験20題）60分 専門：採用職種に関する専門的知識・技能・能力を問う試験（論述式 200～300字程度 5題）90分 論文：葛飾区職員（学芸研究）として勤務する上で必要な知識を問う試験（1,200～1,500字程度）90分
第 1 次 合格発表	令和８年１２月中旬予定 ※受験者の合否は、メールにより本人宛てに通知します。令和８年１２月２５日（金）までに届かない場合には、P.4 記載の問合せ先にご連絡ください。

（２）第２次選考

選 考 日	令和９年１月中旬予定
選考会場	第１次選考合格通知書により指定する場所
選考方法	面接：人物及び職務関連の知識について個人面接方式による。
最終合格 発 表	令和９年２月中旬予定 ※受験者の合否は、郵送により本人宛てに通知します。

9 採用予定時期

令和９年４月１日以降

10 勤務条件等

(1) 初任給

月額：約278,400円（地域手当を含む。令和8年10月現在）

- ・職務経験等がある場合は、一定の基準により加算されます。
- ・この初任給のほか、条例等に基づき、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。（採用前に給与改定があった場合には、その定めるところによります。）

(2) 勤務日及び勤務時間

区役所（教育委員会事務局生涯学習課）の場合

- ・勤務日：原則として月曜日～金曜日
- ・勤務時間：午前8時30分～午後5時15分までの1日7時間45分
- ・週休日、休日：日曜日、土曜日、国民の祝日及び年末年始

郷土と天文の博物館の場合

- ・勤務日：原則として火曜日～日曜日（うち1日は週休日）
- ・勤務時間：午前8時30分～午後5時15分までの1日7時間45分
- ・週休日、休日：原則として4週間を通じ月曜日並びに第2火曜日及び第4火曜日を含む8日、国民の祝日及び年末年始

(3) 年次有給休暇等

年次有給休暇は、1年度につき20日付与されます。（採用月によって付与日数は異なります。）

このほか、夏季休暇、リフレッシュ休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇、育児休業等の制度があります。

11 申込手続

(1) 申込方法

下記の申込URL又は二次元コードにより申込フォームにアクセスし、画面の指示に従ってすべての必要項目を入力し、以下2点を添付した上で、申込期間中に申請してください。

① 申込時より3か月以内に撮影した顔写真

② 業務目録（任意の書式）

学芸員としての業務である論文（卒業論文等を含む）、講演、調査歴、実務経験等について年代順に記入してください。様式については問いませんが、右上に必ず氏名を記入してください。また、論文（著書）については要旨（150～300字程度）を必ず記載してください。複数枚に及ぶ場合は、それぞれに頁番号をつけてください。

（ファイル形式はWordファイルもしくはPDFファイル、サイズはA4縦長で作成してください）

（業務目録の記載内容）

論文（著書）	：論文（著書）名、査読の有無、要旨（150～300字程度）、発行年月日等
講演（発表）	：講演（発表）テーマ、要旨、講演（発表）機関、講演（発表）年月日等
調査歴	：調査地、調査機関、調査内容、調査年月日等
実務経験	：事業名（普及事業等）、担当内容、実施機関（勤務先）、実施時期等

(2) 申込期間

方 法	申 込 期 間
申込期間	令和8年10月1日（木）から令和8年11月2日（月）まで 最終日11月2日（月）は午後5時まで【期間内受信有効】 予期せぬシステム障害や機器停止等のトラブルのついては、一切責任を負いません。
申込フォーム	 https://logoform.jp/form/Ehiz/1309814

(3) 受験票の交付

申込者全員にメールで送付します。A4サイズで印刷し、第1次選考当日にご持参ください。
ただし、令和8年11月11日（水）までにメールが届かない場合には、下記に問合せください。

また、迷惑メール設定がされている場合は、予め解除設定をお願いいたします。

※個人情報の取扱については、葛飾区個人情報の保護に関する条例に基づき、適切に管理しています。また、規定の保存年限経過後に廃棄します。

【問合せ先】 葛飾区役所総務部人事課人事係 Tel 03-5654-8151（直通）
（土日・祝日・年末年始を除く午前9時から午後5時まで）

《申込みをされた方は必ず受験してください。》

職員採用選考は、皆さんの申込みによって試験の準備が進められます。これらは、区民の方に納めていただく税金を使って行われるものです。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込みをした方は必ず受験してください。また、やむを得ず辞退する場合は、必ず葛飾区役所人事課人事係まで事前にご連絡ください。

《求職者へのセクシャルハラスメント防止に関する方針》

葛飾区は法令に基づき、採用選考その他の求職活動等（就職説明会・採用面接・OB/OG訪問・インターンシップ等を含む）の過程において、受験者・参加者をはじめとするすべての求職者等に対し、選考に関わる職員からの性的な言動を禁止しています。求職活動等の過程で不安や被害を感じた場合は、以下の相談窓口までご連絡ください。相談窓口においては、躊躇なく通報・相談ができるよう、プライバシーを保護するための必要な措置を講じております。また、通報・相談をしたことを理由とする不利益な取扱いも禁止しておりますので、相談窓口への通報・相談が当区の選考・合否結果に影響することは一切ございません。

●相談窓口（採用選考に関する問合せ先とは異なります。）

葛飾区役所総務部人事課

Tel 03-5654-8347（直通）（土日・祝日・年末年始を除く午前9時から午後5時まで）